

# 参考資料

## 令和5年度第1回 さいたま市文化財保護審議会 議事録

1 日 時 令和5年7月20日(木) 10時00分から12時00分まで

2 場 所 ときわ会館第3会議室

3 出席者名

### 【委員】

所 属 等	分 野	氏 名
元埼玉県立文書館副館長	古文書・歴史資料	重田 正夫
埼玉大学准教授	歴史資料	清水 亮
元埼玉県立民俗文化センター所長	彫刻・工芸品	内藤 勝雄
女子美術大学染織文化資源研究所研究員	保存修復	長井 まみ
元埼玉県立高校教諭	天然記念物	成谷 俊明
日本工業大学名誉教授	建造物	波多野 純
元埼玉県立文書館司書主幹	古文書	原 由美子
國學院大學教授	無形・民俗	茂木 栄
日本大学教授	考古・民俗	山本 孝文
芝浦工業大学名誉教授	建造物	渡辺 洋子

### 【事務局】

所 属 名	職 名	氏 名
生涯学習部	部長	辻 美由紀
文化財保護課	課長	柴田 崇
文化財保護課	課長補佐	澤柳 秀実
文化財保護課 文化財保護係	係長	磨田 顕寛
文化財保護課 埋蔵文化財係	係長	吉岡 卓真
文化財保護課 文化財保護係	主任	菊地 慶徳
文化財保護課 文化財保護係	主事	渡辺 竜行
文化財保護課 史跡整備係	主事	本澤 航
文化財保護課 文化財保護係	主事	姫野 諒太郎

4 欠席者名

### 【委員】

所 属 名	分 野	氏 名
立教大学名誉教授	歴史資料	老川 慶喜

埼玉県立近代美術館主任専門員兼学芸員	絵画	大越 久子
目白大学講師	天然記念物	小茂田 美保
日本考古学会協会会員	考古・史跡	笹森 紀己子
日本民俗学会評議員	無形・民俗	三田村 佳子

## 5 議 事

### (1) 報告事項

第1号 令和5年度文化財保護及び保存事業の概要について

第2号 さいたま市文化財保存活用地域計画の作成について

6 公開・非公開の別 公開

7 傍聴人の数 0人

8 協議内容 下記のとおり

## 記

### (1) 報告事項

第1号 令和4年度文化財保護及び保存事業の概要について

第2号 さいたま市文化財保存活用地域計画の作成について

### 【第1号省略】

(委員長)

それでは次に報告事項第2号さいたま市文化財保存活用地域計画の策定について事務局より説明を。

(事務局)

ただいま策定中のさいたま市文化財保存活用地域計画について、文化保護法第183条の3の第3項において、文化財審議会議の意見を聞くことを規定されている。よって、現在策定中のさいたま市文化財保存活用地区計画の進捗状況等についてご報告させていただく。今回新たに委嘱された先生方もいらっしゃるの、そもそも文化財保存活用地域計画はというところから、説明させていただきたい。

【事務局にて資料6ページから19ページについて説明】

(委員長)

ただ今の説明についてご意見ご質問あるか。

(渡辺委員)

少し補足をさせていただく。

前回2月28日のこちらの委員会で、事務局に説明してもらい、いろいろなご意見をいただいた。それが今回の議事録の23ページより後に文字起こしをされたものが載っている。それが2月の28日だったけれども、こちらの保存活用地域計画の委員会の方が、3月8日に会議が開かれた。2月28日に皆様方からちょうだいした意見を、かいつまんでの形が伝えた。かなり前向きないろいろなご意見だったり、博物館や文化財をこれからどうするというご意見をいただいたということでお伝えしたが、それらをもとに修正したのが、今日事務局から説明した内容になる。これは私からのお願いだが、3月8日の委員会ではお伝えしたとはいえ、口頭の発言だったので、全部こちらの文化財審議委員会の協議事項というか皆様のご意見が100%伝わったわけではないので、こちらの議事録を、ぜひお渡ししたいというふうに思う。もう公開されていると思うが3月8日の策定委員会の議事録はでき上がって、参加者の方の手元には来ているので、こちらの方にフィードバックをいただければ、よりクリアなやりとりができるのではないかというふうに思う。

現在のところ以上のとおりだが、今年度中にこの報告書をまとめて、来年度令和6年度から7カ年の認定を文化庁から受けるという計画であり、とても大切な年だ。昨年度までのメインの担当者その目前で、異動してしまい、ここからが正念場かなという気がするので、ぜひこちらの審議会の方からも、忌憚のないご意見をいただき、反映させていただければというふうに思う。

(委員長)

今の話で、議事録の交換はできるか。それはなるべく早くにやってもらったほうがいい。

(茂木委員)

保存活用計画というのはわかるけれどそれに「地域」が入るということで、要するに、地域づくりとかまちづくりとか、まちおこしとか、そういう広がりを持たせようという政策だというふうに思う。だとすると、ここで具体的な策定計画、計画策定というのがある中で、その地域という部分がちょっと弱いなという感じがする。もう少し、人と人の助け合いとか繋がりとか、そういうことを言うのであれば、コミュニティという言葉を入れてもらいたいなというふうに思う。お祭りにしても、行事にしても、コミュニティの行事としてコミュニティの繋がりを保障するものであると考える。コミュニティとか家とか、それから生活文化とか、そういう言葉が、一つ入るだけで大分違う。地域ということを反映するのではないかというふうに思う。

それからもう一つ。

やはりこのさいたまの特徴として、見沼地域ということが出されているわけだが、これを見ると大分個別的な点で表されている。対象というのが、通船堀であったりクマガイソウで

あったり、見沼くらしっく館とか点だけれども、やはり見沼の場合、見沼代用水があって、それも西縁東縁というふうなそういう構造を残しているし、真ん中には悪水があってちゃんと排水まで作ってある。その風土づくりというのが、明確にまだ残っている地域だと考える。日本の中でも珍しい事業だと思うので、その構造っていうのを少し、入れていただけると一体的なのかなと思う。

(委員長)

事務局はよろしいか。

(事務局)

見沼というエリアを設定するのはすごく悩んだ。かなり広大なエリアであるため、どうしても対象となるものがこうした点のような形になってしまっている。見沼ならではの特徴を検討していきたい。

(茂木委員)

地域という言葉が入ると、観光資源としてもいいし、福祉の問題で住民たちの散歩道としても、素晴らしい。桜の並木があり、今でも散歩をしている人は多くいる。これはぜひ入れて欲しい。福祉の問題と観光の問題にプラスするという、そういう観点だ。

(委員長)

よろしいか。

(波多野委員)

さいたま市というのは不思議なところで、例えば新規住民が建売住宅に住む。そしてその建売住宅の周りを見て、この里山の自然が好きなんだと平気でおっしゃる。あなたが住んでいるところ自体は里山を壊して住んでいるというふうに疑っている方もいると思う。そういう時にこの中で、誰に対する宣言なのか。つまり、都市化のスプロールを許容しながら、文化財を守るという話なのか、それとも地域文化を守るためにやっぱりスプロールをある程度抑制しなきゃいけないかどうか。選挙の際のように賛否は言わないというような約束事なのかもしれないが、ここでは言えるのではないか。これはもうちょっと、スプロールを抑えて自然環境を守っていくなど危ない橋を渡っていくべきではないかと感じる。

(長井委員)

今、波多野先生がおっしゃった通りで、今こういったものを一生懸命作成しているというのは大変有意義なことだと思うが、これを地域の人たちがどれだけ理解をしているのか。こういうことが今まさいに行われていることを地域にどれだけ下ろされているのかということが、非常に重要なのではないかと思っている。今は本当におっしゃった通りのことが、私の最寄りの駅のところで起こっていて、それは雑木林がなくなってしまった、桜が切られてしまいそうになっているっていう、もうこれは今年度来年度の話ではなく、もう、明日、行われてしまうかもしれないということを、地域で意識のある方は持っているが。そうではなく、どこかから来た業者であったり、あとはあまり関係ないところの、担当部署の方が、産業の振興ということを言って、そのようなことを中心にしてどんどん進めている。だからそうい

うところでは、全く関連性がなく進められてしまっているということが現実としてあるので、文化財の指定ということが大前提で話し合われているけれども、こういった大事なことはもっと広く、決まっちゃいましたよというお知らせではなく、早めにこういうことが今行われているのだ、今こういうことが考えられているから、皆さんもそのつもりでいてくださいというようなお知らせのようなことがあったらいいのではないかと。

(委員長)

今出たような意見は向こうでの協議会に持っていけるか。採用されるか否かは別として今度の協議会に持ち込んで欲しいと思う。他に何かご意見はあるか。

(清水委員)

用語の確認から入りたい。

何を言いたいかわからないと皆さん困ると思うので、まず用語を確認した上で、何をどこまで市民に定義して知らせるのかということと、ここで共通理解とまでいかないまでも、話題にしたいと思う。

まず議事録の24ページ。確認だが、この内容で確定ということによろしいか。

(渡辺委員)

議事録としては確定しているということだと思う。

(清水委員)

それを前提に話をしてもよろしいということ。24ページの3段落目。文化財という言葉の使い方が、「指定文化財、未指定の文化財という言い方をしてきたが、未指定の文化財という言い方はふさわしくないということで言葉の整理をした」というわけで「いわゆる指定の区分に入らないものを含めたものを歴史文化遺産とする」「指定文化財、それ以外のものも含めて、歴史文化遺産とする」ということなので、指定文化財、それから今把握されているけども指定されていない文化財、これから文化財の定義等を、例えば伝承地など含めて、文化財とするのだというような考え方もあり得るかもしれない。そうしたら、第2章以降の今度は「さいたま市の文化財」の中で、指定文化財、未指定の文化財が出されていて、歴史文化遺産という言葉がここには出てきてない。そうすると歴史文化遺産の位置づけが浮いてしまう。文化財、歴史文化遺産がごっちゃにされているので、例えば第7章の「歴史文化遺産の総合的な保存と活用」という場合に、何をどこまで保存するのかということが、もしくは活用するのかということは、よくわからなくなる。そうすると、作っていただいた文化財保存活用区域や関連文化財群の地図とかも、歴史文化遺産という言葉を使うならば、全面的な再興を図れる可能性があるのではないかと。

それからもう一つ、指定文化財プラスアルファの文化財は今後増えていく可能性は今のところ確定できない。それ自体は構わないわけだが、(第4章(16ページ)の)方針の中の文化財データベースは歴史文化遺産データベースとならないか。そしてそれは、常に追加されることにならないか。追加されること自体が悪いことは全然ないが、このあたりの用語が今のところ混同されていることによって、計画全体が曖昧になっているのではないかと。

ていうことを申し上げたい。

(事務局)

作っている方も混乱してしまうところがあって、これとは別に、文言の定義という章を作って、そこは説明するように進めている。今回お出ししたものについてはご指摘のとおり混同しているところが多々あるかと思う。そこはちゃんと整理していきたい。

(事務局)

執筆している中で、未指定文化財であったり、文化財という言葉になっているものを、今一つ一つ点検しながら、歴史文化遺産というものに、基本的に変えていく作業をしている。文言の整合性をとりながら本を作っているところなので、今日の資料では、混在している部分があり申し訳ない。

(清水委員)

承った。議事録にも書かれているが、これは今後、まだ作成途中ということで、直す余地があると理解した。重点区域のようなところを作ると、漏れたところの歴史文化遺産を探そうという意識、もしくは見出そうという意識が、文化財保護課の方々や、市民の方々にとっても落ちてしまう可能性がないだろうか。歴史文化遺産という言葉を使うのであれば、どこにだってあり得るので、例えば、この重点区域を示した上でグラデーションにするとか、指定文化財がよく残っているところと、それに関わる歴史文化遺産が残っていると考えられるところみたいな。これだと、それ以外のところはありませんというように見えてしまうので、さいたま市全体を歴史文化遺産の保護保存活用地域だと。そういうことになるはず。おそらく。

(事務局)

そうだ。ここだけということではない。全体の中で特徴的であり重点的なところで挙げたが、これに限ったことではない。

(渡辺委員)

17、19 ページの図について。当初もっと細かく地域が限られていたが、それをやめて、おっしゃるように、楕円で書いてあるが、これは淵がぼやけたような表記に変わった。今、多分ここでお示しするためにこの形にしているはず。概要版はこうだということだ。

(事務局)

確かに策定協議会の委員の先生からも明確な線で区切るのではなく、もう少しぼやかした方がいいというご意見をいただいている。

(渡辺委員)

清水先生のおっしゃるとおりだ。その他はいいというわけではなくて、濃いところと、でも他にもあるでしょうというニュアンスを残した表記にはなる。

(清水委員)

承知した。私からは以上だ。

(重田委員)

10 ページの図について。

指定・登録等文化財というのが狭義の指定文化財ということか。

歴史文化遺産に入るのは、スポーツ・食べ物・交通・芸術・産業が入るといふ。私の最初の理解だと、有形文化財、無形文化財の中にも指定になってないものもいっぱいあるから、それも含めて全部が対象になるというふうに考えていた。だが、歴史文化遺産という概念を使ったことによって、産業とかが含まれる。これが含まれるのはよいが、真ん中の文化財の未指定のものがどこに行ってしまうのかが、私にはよくわからなかった。前の個人の理解では、真ん中の核の部分の文化財の未指定も、歴史文化遺産にきちっと入ってくれるだろうと思ってた。ちょっとよくこれは見ていてわからないとこの前の会議の時も感じた。せっかくその未指定のものも対象にしながら、実際これをやると指定されているものもきちっと保存されず未指定のものもろくに保存されないという虻蜂取らずなことになのではないかなという発言をしたけれども。そういうことで、この10ページの図というのはいちよつと後で詳しく説明していただけたらと思う。

(委員長)

言葉一つ一つの文言集のようなものも今作られているということだろう。だからそういう中に今の意見もうまく入れていただければ。それがないとちょっとわからない。

あるときから、東京の国立博物館の展示品の説明の中から「資料」という言葉が消えた。指定文化財と文化財になってしまった。それまで我々は資料という言葉で言っていたのが、文化財という言葉に全部入れ替わってしまった。それをどうしてそういう風に変えたのかということ、文化庁に問い合わせた。資料というのはイコール文化財ではあるけれども。我々の中では歴史だろうと何だろうがすべて、その場で資料と呼んでいた。指定されたものを文化財という言い方をしていたけれど、全部が文化財という言い方になった。それはそれでいいのだけれども、文化庁からその返事は来ない。そのままになっている。とにかく、その辺から文化財という概念も皆さんそれぞれになっているように感じる。今この場でも指定登録以外の文化財はどこが入ってくるということになってしまう。だからそういった文言集もしっかり作っていただきたい。

以上